		十五　積載場所及び当該場所に近接する区画における、火気を使用した工事その他の貨物の引火につながる作業を禁止すること。ただし、通風され、かつ、メタン濃度が十分低い場合においては、この限りでない。 十六　貨物の表面にガスポケットを形成させないよう荷繰りを行うこと。 十七　貨物の表面が十分に平坦となるよう荷繰りを行うこと。 十八　積載場所に通じるケーシングは十分にシールすること。 十九　次に掲げるところにより積載場所の空気中のメタン濃度を計測し、記録すること。 イ　航海開始後から24時間までの間は、積載場所の通風口を開放することにより、貨物の表層を通風すること。 ロ　イの作業の後、積載場所のメタン濃度を計測し、十分低い値であれば通風口を閉鎖すること。 ハ　通風口を閉鎖した状態で、積載場所のメタン濃度を計測すること。 ニ　航海開始から24時間以上経過した場合、次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に掲げる措置を講じること。 (1)　ハの計測の結果、メタン濃度が十分低い場合　通風口を閉鎖すること。 (2)　ハ又はホの計測の結果、メタン濃度が十分低くない場合　通風口を開放した状態で、当該濃度が十分低くなるまで貨物の表面を通風すること。 ホ　積載場所のメタン濃度計測は、毎日行うこと。 二十　貨物より放出されるガスが閉鎖区域に蓄積しないよう、可能な限り当該ガスを排出すること。 二十一　閉鎖された作業場所は、以下の措置を講じること。 イ　適切に通風すること。 ロ　メタン、酸素及び一酸化炭素の濃度を定期的に計測すること。 二十二　積載場所において、ビルジのｐＨ計測を定期的に行うこと。 二十三　ビルジによりビルジウェルが腐食する危険性がある場合は、ビルジウェルに当該ビルジが滞留しないよう措置を講じること。
コールタールピッチ	COAL TAR PITCH	一　規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。 二　貨物の粉じんにさらされるおそれのある者は、保護眼鏡その他の身体を保護する保護装具を着用すること。
還元鉄(A) （熱間成形されたブリケット）	DIRECT REDUCED IRON (A) Briquettes, hot-moulded	一　火薬類（等級が1.4であって隔離区分Ｓのものに限る。）、高圧ガス、引火性液体類、可燃性物質類、酸化性物質類及び腐食性物質（酸性のものに限る。）と別の船倉又は区画に積載すること。 二　火薬類（等級1.4であって隔離区分Ｓのものを除く。）と船首尾方向に一船倉又は一区画以上離して積載すること。 三　防火性及び防水性を有する船倉に積載すること。 四　積載場所を清掃し、かつ、乾燥させること。 五　積載場所から可燃性物質を除去すること。 六　貨物を、可能な限り乾燥した状態に保つこと。 七　雨中において船積みをしないこと。 八　船積み中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。 九　船積み前、船長は、非常時に従うべき安全手順のほか、船積み地を管轄する地方運輸局長の指示するところにより次に掲げる事項を確認すること。 イ　微細な（粒径が6.35ｍｍ以下の状態をいう。以下同じ。）貨物の重量が貨物の全重量の５％を超えないこと。 ロ　貨物の水分が１％を超えないこと。 ハ　貨物の温度が摂氏65度を超えないこと。 十　船積み時、ブリケットの破損及び微細な貨物の発生を最小化するための措置をとること。 十一　貨物は残滓が加えられていない均質のものであること。 十二　規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。 十三　船積み前、貨物の温度を計測し、これを記録すること。 十四　積載場所に通じる暴露甲板上の閉鎖部及びハッチは風雨密であること。 十五　貨物の粉じんが機関区域、居住区域に入ることを防止し、無線通信装置その他の機器の故障を防止するための措置をとること。 十六　ビルジウェルは次に掲げる措置を講じること。 イ　清掃すること。 ロ　乾燥させること。 ハ　貨物が流入することのないよう、覆うこと。 十七　貨物の粉じんにさらされるおそれのある者は、保護眼鏡その他の身体を保護する保護装具を着用すること。 十八　積載場所及び当該場所に隣接する区画における、裸火の使用又は喫煙を禁止し、かつ、その旨を当該場所に表示すること。 十九　積載場所及び当該場所に隣接する区画に立ち入る場合は、酸素欠乏又は貨物から発生する可燃性ガスの蓄積に留意した安全措置をとること。 二十　貨物の表層以外の通風をしないこと。機械通風装置を用いて上記の通風を行う場合は、防爆型の送風機を用いること。